

(目的)

第1条 この規則は、太陽光発電等再エネ設備を導入する者に対し、予算の範囲内で貸し付ける資金について必要な事項を定めるとともに、環境への負荷の少ない太陽光エネルギーを利用促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象設備 太陽光発電設備、定置用蓄電池及びV2H充電設備をいう。
- (2) 取扱金融機関 町と太陽光発電等再エネ設備導入資金制度の運用に関する契約を締結し、本貸付業務を取り扱う金融機関をいう。ただし、取扱金融機関の取扱店舗は町内に所在するものとする。

(資金の預託)

第3条 町長は、予算の範囲内で、貸付けの原資として資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 資金の預託は、上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入資金制度の運用に関する契約書に定める事項のほか次の各号により実施するものとする。

- (1) 預託限度額は毎年度、町長が決定するものとする。
- (2) 貸付金の預託
  - ア 預託金は、取扱金融機関の請求に基づき預託するものとする。
  - イ 取扱金融機関は、預託に関する書類（契約書及び請求書）に必要事項を記入し、押印のうえ町長に提出するものとする。
  - ウ 取扱金融機関は、預託金が振り込まれた時には、預金証書を速やかに町長に提出するものとする。

(貸付対象住宅等)

第4条 太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付（以下「資金貸付」という。）の対象住宅、対象者、対象設備、貸付限度額、貸付条件及び対象経費は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第5条 資金の貸付を受けようとする者（以下「資金貸付申請者」という。）は、上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、町長が必要ないと認めるときは関係書類の提出を省略することができる。

- (1) 対象設備に係る見積書等の写し
- (2) 町税を滞納していないことを証する書類又は町税納入状況調査承諾書
- (3) 対象設備の設置に係る住宅等が自己の所有でない場合にあっては、当該住宅の所有者の承諾書
- (4) そのほか町長が必要と認める書類

(申請の受付)

第6条 貸付申請の受付は先着順に行うものとする。ただし、予算の範囲を超えたときは、そのときをもって受付を終了するものとする。

(貸付のあっせんの決定)

第7条 町長は、第5条第1項の規定による申請を受けたときは、申請の内容を審査し、取扱金融機関に照会を行うものとする。

2 照会を受けた取扱金融機関は、調査等の審査を行い、上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付審査結果通知書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の通知を受け、貸付のあっせんの決定をしたときは、上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付あっせん通知書（様式第3号）により速やかに資金貸付申請者及び取扱金融機関に通知するものとする。

4 資金貸付申請者は、前項のあっせんの決定後、速やかに対象設備の設置工事に着手しなければならない。

（計画変更）

第8条 第7条第3項の規定によるあっせんの決定を受けた者は、資金貸付申請書に記載した次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付計画変更申請書（様式第4号）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

（1）機種及び仕様の変更

（2）設置予定額の変更

2 町長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付計画変更決定通知書（様式第5号）により申請者及び取扱金融機関に通知するものとする。

（計画中止）

第9条 第7条第3項の規定によるあっせんの決定を受けた者は、対象設備の設置を中止しようとするときは、速やかに上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付計画中止承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（完了の届出）

第10条 第7条第3項の規定によるあっせんの決定を受けた者は、対象設備設置工事を完了したときは、上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付対象設備設置完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、提出するものとする。ただし、町長が必要がないと認めたときはこの限りでない。

（1）対象設備の設置状況を撮影した写真

（2）電力会社による太陽光発電余剰電力受給契約確認書等の写し

（3）電力会社による電気設備調査結果がわかる竣工検査の試験記録書の写し

（4）その他町長が必要と認める書類

2 前項の設置完了報告書は、貸付申請年度の1月末日までに提出しなければならない。ただし、町長が認めるときは、この限りでない。

3 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに工事内容等の審査を行い、申請内容と相違がないと認めたときは、上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付対象設備設置完了通知書（様式第8号）により速やかに取扱金融機関に通知するものとする。

（貸付の決定）

第11条 前条第3項の規定による通知を受けた取扱金融機関は、本貸付規則による貸付けと、他の貸

付けを明確に区分して処理するとともに、その内容を審査のうえ、貸付けの諾否の決定を行うものとする。

- 2 資金貸付けの決定を受けた者（以下「資金貸付決定者」という。）に対する貸付けは、取扱金融機関が行うものとする。
- 3 取扱金融機関は、第1項の決定を行ったときは、速やかに資金貸付決定者に貸付金を支払うと同時に、貸付実行の翌月15日までに上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付実施報告書（様式第9号）及び個人別貸付金返済予定表を町長に提出するものとする。
- 4 貸付実行日、約定償還日、繰上償還、担保及び債務の相続は、取扱金融機関の取扱いに準ずるものとする。

（変更等の届出）

第12条 貸付を受けた者は、貸付金を完済するまでの期間内に次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは速やかに町長に届出なければならない。

- （1）住所、氏名等を変更したとき。
- （2）対象設備に変更が生じたとき。

（取扱金融機関の報告等）

第13条 取扱金融機関は、貸付け、償還状況について、町長が求める場合に随時提出するものとする。

- 2 取扱金融機関は、貸付金が完済された時は、上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付償還金完済報告書（様式第10号）を翌月15日までに町長に提出するものとする。

（貸付の取消し等）

第14条 町長は、資金貸付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、取扱金融機関に対し、貸付けの取消し、貸付額の変更又は償還すべき元金の全部若しくは一部を繰上げ償還させるよう指示することができる。

- （1）虚偽の申込みにより貸付けを受けたとき。
- （2）貸付の条件に違反したとき。
- （3）上士幌町暴力団排除条例（平成25年条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したとき。
- （4）その他貸付けすることが不相当と認められる事実があったとき。

（調査協力）

第15条 町長は、資金貸付決定者に対し、必要に応じて対象設備の使用状況等の調査に協力を求めることができる。

（管理）

第16条 資金貸付決定者は、対象設備の法定耐用年数の期間において、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 資金貸付決定者は、天災等資金貸付決定者の責に帰することのできない事由により対象設備が損傷又は滅失したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年6月5日から施行する。

附 則（令和6年4月23日規則第8号）

この規則は、公布日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	要件等
対象住宅	町内にある住宅又は町内に建築予定の住宅のうち、自ら居住する住宅（第10条の設置完了報告書提出時までに居住する予定の住宅を含み、自らの所有でない場合には所有者から対象設備設置の許可を得られたもの）
対象者	<p>次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付要綱第3条に規定する者であること。</p> <p>(2) 町内に居住する個人又は第10条の設置完了報告書提出時までに町内に居住する予定の個人であること。</p> <p>(3) 町税を滞納していない者であること（町長が特に認める場合を除く。）。</p> <p>(4) 自らを含め同一世帯内にこの規則による貸付を受けた者がいないこと。</p> <p>(5) 18歳以上の者であること。</p> <p>(6) 貸付を受けた資金の償還について十分な返済能力を有すること。</p> <p>(7) 取扱金融機関の指定する保証機関が定める保証対象の要件を満たしていること。</p> <p>(8) 暴力団員に該当しないこと。</p>
対象設備	<p>次の各号に該当するもの</p> <p>&lt;共通&gt;</p> <p>(1) 未使用品であること（中古品は対象外とする）。</p> <p>(2) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。</p> <p>(3) 各種法令等に遵守した設備であること。</p> <p>&lt;太陽光発電設備&gt;</p> <p>(4) 住宅の屋根等への設置に適しかつ太陽電池の最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下第3位を切り捨て）が2kW以上50kW未満の小出力発電設備であること。</p> <p>(5) 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けていること、又は、同等以上の性能、品質が確認されていること。加えて、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであること。</p> <p>&lt;定置用蓄電池&gt;</p> <p>(6) 再生可能エネルギー発電設備を接続すること。</p>

	<p>(7) リチウムイオン蓄電池又は同等以上の性能を持ち、蓄電池部及び蓄電システム部の安全基準 (JIS C 8715-2、JIS C 4412) の規格を満足すること (4,800Ah・セル相当のkWh未満)。</p> <p>ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1又はJIS C 4412-2の規格も可とする。</p> <p>(8) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>&lt;V2H充電設備&gt;</p> <p>(9) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車から電力の取り出し及び電気自動車等への充電を行う装置であること。</p> <p>(10) 再生可能エネルギー発電設備を接続すること。</p> <p>(11) 「CEV補助金」で補助対象となる銘柄に限る。</p>
対象経費	対象設備の購入及び設置費用は、上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付要綱第4条に係る費用とする。
貸付限度額	150万円
貸付条件	<p>(1) 貸付利率は無利子とし、遅延損害利率は年14.5%とする。</p> <p>(2) 償還期間は貸付けを実行した月の翌月から起算して10年 (120ヶ月) 以内とし取扱金融機関の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>(3) 償還方法は原則として、元金均等毎月償還方式とする。</p>